平成２４年（フ）第３５０６号
大阪市港区南市岡２丁目14番６号
破産者　志幸船舶用品株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３号
鳥取県東伯郡北栄町西園350番地１
破産者　西村美装工業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１９１号
広島県福山市南手城町２丁目25番29号
破産者　タカラ建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第９１号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5441番地19
破産者　有限会社鎌田総合保険
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４６０号
東京都町田市原町田１丁目12番11―1805号
破産者　株式会社アイアシスト
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６１号
東京都町田市原町田１丁目12番11―1805号
破産者　新井　泰雄
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１５８号
横浜市中区万代町３丁目５番地８
破産者　有限会社フクオカコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２９号
京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字尻谷132番地
破産者　精華通信建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
京都市中京区西ノ京三条坊町15番地
破産者　有限会社ワインクレージ
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鳥取県岩美郡岩美町大字新井555番地１アクセスビル１Ｆ
破産者　ひかり産業株式会社
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
岡山市北区駅元町15番24号
破産者　有限会社シンコーカンパニー
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４号
岡山市中区土田188番地11　２―９号
破産者　藤原　洋次
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
徳島県三好市池田町白地井ノ久保331番地
破産者　有限会社仁尾製作所
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２５年（フ）第６９０号
札幌市中央区北５条西11丁目８番地　ＳＡＣＲＡビル４Ｆ
破産者　有限会社高橋料理店
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８６号
東京都江東区新木場２丁目５番10号
破産者　株式会社秋中商店
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
千葉県市川市原木２丁目３番28号　松永コーポ10Ａ
破産者　佐々木義治
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３４３号
千葉市緑区古市場町472番地１　ニッシンビル607号
破産者　南谷　勇樹
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４４号
千葉県船橋市芝山６丁目45番11号
破産者　野尻　好雄
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４８号
千葉市美浜区幸町２丁目11番15棟104号
破産者　野中　栄一
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４９号
千葉市美浜区幸町２丁目11番15棟104号
破産者　野中　紀子
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３６号
千葉県八千代市勝田台１丁目22番４号
破産者　有限会社三和商事
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３７号
千葉県八千代市下市場２丁目１番19―105号
破産者　小林　基二
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係